

天塩川下流圏域河川整備計画〔変更〕

平成 29 年 9 月
(令和 5 年 4 月 部分改定)

北 海 道

策定及び改定経過

区 分	年 月	備 考
策 定	平成 29 年 9 月	
第 1 回 部分改定	令和 5 年 4 月	今回改定

目次

第1章 対象圏域と河川の現況	
第1節 対象圏域の概要	1
第2節 圏域および圏域内河川の現状	7
1 治水の現況と課題	7
2 河川の利用および河川環境の現状と課題	14
第2章 河川整備計画の目標に関する事項	
第1節 計画対象区間	18
第2節 計画対象期間	18
第3節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	19
第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境の整備と保全に関する事項	23
第3章 河川整備の実施に関する事項	
第1節 河川工事事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事事の 施行により設置される河川管理施設の機能の概要	26
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	29
1 河川の維持の目的	29
2 河川の維持の種類	29
第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項	
第1節 河川に係わる調査・研究等の推進に関する事項	31
第2節 河川情報の提供に関する事項	31
第3節 地域や関係機関との連携等に関する事項	31
河川整備計画・附図（北海道知事管理区間）	32

第1章 対象圏域と河川の現況

第1節 対象圏域の概要

天塩川^{てしおがわ}は、日本の最北を流れる幹川流路延長 256km、流域面積 5,590km²の一級河川であり、流域は3市8町1村で構成されている。

北海道知事が管理する河川の整備計画を策定するにあたり、気候や流出形態など地勢的なまとまりとして天塩川流域を上流と下流の2圏域に分割している。本圏域は天塩平野、サロベツ原野を流下する下流部にあたり、天塩川下流圏域として左岸側を留萌振興局留萌建設管理部、右岸側を宗谷総合振興局稚内建設管理部が管理している。また、これより上流は、天塩川上流圏域として上川総合振興局旭川建設管理部が管理している。

下流圏域内の北海道の管理する河川数は、40河川にのぼり、主に天塩町^{てしお}、豊富町^{とよとみ}、幌延町^{ほろのべ}の3町で構成されている。なお、本河川整備計画の対象となる河川の名称および位置についてはP4～5の表-1、図-1に記載している。

(1)地形

天塩川は、その源を道北の北見山地の天塩岳（標高 1,558m）に発し、山間急流部の約 60km を西北に流れ、名寄盆地^{なよろ}を北流し、名寄市において名寄川と合流して智東地区^{ちとう}の狭窄部を経て美深町^{びふか}に入る。ここから中川町までの区間は標高 1,000m 以下のなだらかな山岳地形が発達し、沿川には多くの狭窄部が見られる。本圏域内に入ると泥炭地が分布し、天塩川は大きく蛇行しながら緩勾配で流下し、幌延町^{といかんべつがわ}で問寒別川を、河口付近でサロベツ川を合流している。音威子府村狭窄部^{おといねっぶ}付近から問寒別川合流点付近までの間は勾配 1/1,500～1/2,500 程度、問寒別川合流点からサロベツ川合流点間は勾配 1/3,000～1/5,000 程度、それより下流はほぼ水平である。

(2)気候

圏域の気候は、亜寒帯気候に属し、道内陸部と比較すると寒暖差が小さいことが特徴となっている。年平均気温は約 6～7℃である。最暖期の 7～8 月の月平均気温は 20℃程度、最寒期の 1～2 月は -6℃程度である。

降水量は、平均年降水量が約 900～1,000mm 程度で、北海道の中ではやや少なめである。

また、冬期間の積雪深は、最深積雪が 1m 程度である。

(3)人口・産業経済

圏域内の人口は、令和 2 年度国勢調査では約 9,300 人で、年々減少傾向が見られる一方、世帯数はほぼ横ばいとなっており、全道の傾向と同様に単独世帯や夫婦のみの世帯などが増えていると考えられる。

天塩川流域の産業は農林業の第一次産業を主体に発展してきたが、近年サービス業

を中心とした第三次産業へと主体が移行している。農業については気象条件から南部では稲作、北部では畑作、酪農が中心となっている。名寄市から美深町に至る名寄盆地が稲作の北限地帯であることから、上流域では稲作が行われている。下流域では、天塩平野、サロベツ原野など広大な平地を利用した畑作と酪農が営まれており、汽水域である天塩川下流やサロベツ原野の湖沼では、ヤマトシジミ漁が盛んで、地域の重要な産業となっている。

第二次産業については食料品製造業等の地域性を活かした工業が主体であるが、近年は減少傾向にある。

第三次産業はサービス業、小売業・飲食店、運輸・通信業が中心となっている。

3町の産業別就業者数は、令和2年度の国勢調査によると、第一次産業が22%、第二次産業が20%、第三次産業が半数以上の58%となっている。

また、近年においては圏域内の豊かな自然環境を背景に、利尻礼文サロベツ国立公園を中心とした観光産業が国民の自然に対する関心の高まりとともに伸展してきており、今後の発展が期待されている。

(4) 土地利用

流域の土地利用は宅地が約1%、畑地や牧場等の農地が約25%、山地が約42%、その他（原野・池沼等）の土地が約32%を占める（令和2年度現在）。このうち、宅地、農地は増加傾向を示し、河川沿いに市街地や農地等の土地利用が進む等、資産が集積している。

また、山林の占める割合も近年やや増加している。

交通網は、主要幹線道路として、旭川市を起点に天塩川沿いを通り稚内市に至る国道40号、留萌市から日本海沿いを通り天塩町で40号と重複し、稚内市まで至る国道232号があり、JR宗谷本線が国道40号とほぼ並行に縦走している。

(5) 風土・文化

圏域には縄文時代からの遺物・遺跡の包蔵地やアイヌの砦跡または祭場といわれるチャシ跡等の埋蔵文化財などが数多く沿川に残され、「川口遺跡」（天塩町）における竪穴式住居跡や、アイヌ文化期の「天塩川口チャシ」（天塩町）などが確認されている。

江戸期（1780年代）にアイヌとの交易場所として「テシホ場所」が開設され、ニシン・サケを中心に天塩町の発展を支え、明治末から大正にかけて起こった木材景気により大きな成長を遂げた。

木材ブームに陰りが見え始めた大正半ばには、畜産を取り入れた農牧混同農業の導入が図られた。木材から酪農への積極的な転換が進められ、現在は酪農が圏域の基幹産業となっている。

また、天塩川は、優れた自然と、流域13市町村の広域連携会議や市民団体等による様々な活動や官民一体の幅広い取り組みが評価され、平成16年10月に「北海道遺産」に選定されている。

(6) 自然環境

天塩川の沿川には、旧川が多く残されており、旧川及びサロベツ原野の湖沼は、コハクチョウ、カワアイサ等の水鳥の休息地となっている。本支川では、サケ・サクラマス（ヤマメ）等が生息しているほか、イトウも確認されている。

利尻礼文サロベツ国立公園内のサロベツ川一帯は、ミズコケ類が広く分布する貴重な高層湿原であり、近年にはタンチョウの営巣も確認されている。

また、観光地として多くの人々が訪れている。

水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定されており、河口から土別取水口間はB類型となっている。平成18年から令和2年の環境基準地点である「中川」観測データにおけるBOD75%値は、いずれも基準値を満足している。

(7) 総合計画に基づく流域の将来像






圏域内の各町では総合計画において、基幹産業となっている農業地域の保全・環境の整備を主体として、豊かな自然環境を活かした産業の振興、住民参加のまちづくりの促進などがあげられている。

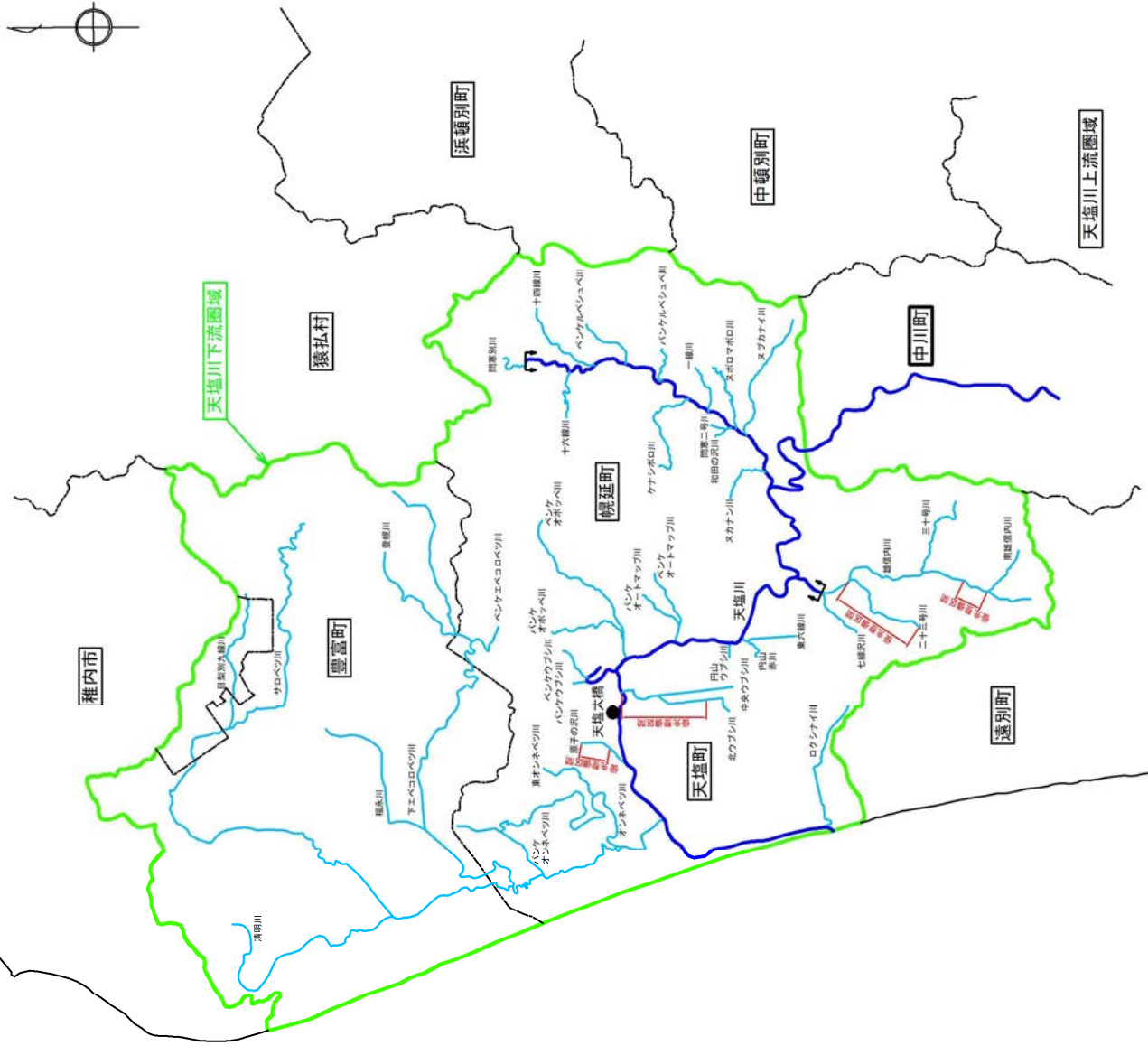
表－1 圏域内の道管理河川一覧

河川番号	河川名				北海道知事 管理区間延長 (km)	大臣管理 区間延長 (km)	流域面積 (km ²)
	本川	1次	2次	3次			
	天塩川						
1	・ ロクシナイ川				8.3		19.4
2	・ サロベツ川				68.2		630.5
3	・ ・ オンネベツ川				23.0		45.4
4	・ ・ ・ 東オンネベツ川				3.6		10.0
5	・ ・ パンケオンネベツ川				5.5		8.9
6	・ ・ 下エベコロベツ川				40.7		206.0
7	・ ・ ・ 福永川				10.2		41.1
8	・ ・ ・ ペンケエベコロベツ川				2.6		28.9
9	・ ・ ・ 豊幌川				8.1		28.9
10	・ ・ 清明川				16.4		51.1
11	・ ・ 目梨別九線川				8.3		30.2
12	・ 原子の沢川				3.3		14.9
13	・ 中央ウブシ川				8.0		25.6
14	・ ・ 北ウブシ川				9.2		14.6
15	・ パンケウブシ川				0.9		4.1
16	・ ペンケウブシ川				2.1		4.5
17	・ パンケオポッペ川				5.5		11.7
18	・ ・ ペンケオポッペ川				9.1		25.4
19	・ ペンケオートマップ川				4.8		14.8
20	・ ・ パンケオートマップ川				2.5		31.7
21	・ 円山ウブシ川				0.7		18.8
22	・ 東六線川				3.4		17.5
23	・ ・ 円山赤川				1.6		4.8
24	・ 雄信内川				14.7	2.0	113.3
25	・ ・ 七線沢川				3.1		9.1
26	・ ・ 二十三号川				5.7		16.4
27	・ ・ 三十号川				6.8		15.1
28	・ ・ 南雄信内川				3.6		6.8
29	・ 問寒別川				9.9	24.5	281.4
30	・ ・ ヌカナン川				3.7		16.5
31	・ ・ ヌブカナイ川				9.0		15.2
32	・ ・ ヌボロマボロ川				4.7		22.8
33	・ ・ 和田ノ沢川				0.5		10.0
34	・ ・ ・ 問寒二号川				0.6		6.3
35	・ ・ 一線川				3.4		5.0
36	・ ・ ケナシボロ川				6.6		32.5
37	・ ・ パンケルベシュペ川				3.3		19.7
38	・ ・ ペンケルベシュペ川				3.9		16.4
39	・ ・ 十四線川				5.3		21.7
40	・ ・ 十六線川				4.1		53.2

図-1 計画対象圏域図

S = 400, 000

凡	例
	対象圏域
	市町村界
	大臣管理区間
	北海道知事管理区間
	主要な地点



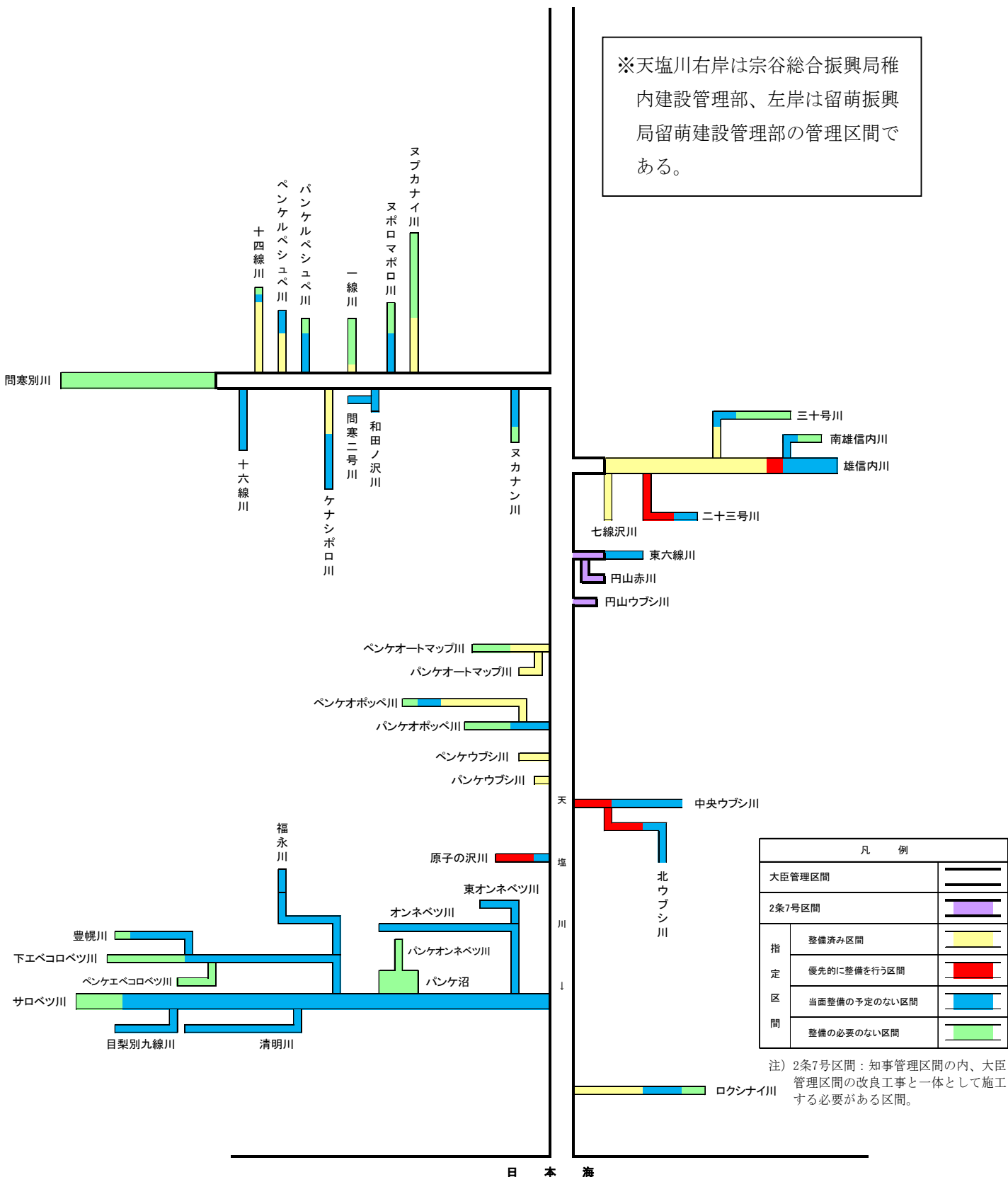


図-2 治水対策の現状及び優先整備箇所

第2節 圏域および圏域内河川の現状

圏域内河川の現在までの改修状況は、図-2に示すとおりとなっている。

圏域にある北海道知事が管理する河川の内、過去の災害発生の状況、現況の河川の流下能力、沿川の土地利用状況等による経済効果などから、優先的に河川整備を実施する必要がある主な河川は、雄信内川、二十三号川、中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川である。

雄信内川、二十三号川、中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川の現状と課題を次に述べる。

1 治水の現況と課題

(1) 雄信内川

雄信内川は天塩町南部と遠別町の境界をなす天塩山脈に源を発し、北に流下しながら南雄信内川、三十号川、二十三号川、七線沢川等を合わせて、天塩町雄信内で天塩川に合流する流域面積 113.3km²、流路延長 20.2km の一級河川である。

雄信内川は、アイヌ語のオ・ヌプ・ン・ナイ (O-nup-un-nai) に由来し、「川尻に原野のある川」を意味する。



優先整備区間（三十号橋上流）

流域の多くは山地により構成されており、沿川は牧草地として利用されている。流域面積の約3割が農耕地として利用されている。

なお、七線沢川合流点より下流は直轄河川区間となっている。

流域の地質は、山地部は新第三紀鮮新世の更別層に属する砂岩・礫岩および泥岩、上流部に第四紀更新世の沼川層に属する砂・礫・粘土および泥炭、下流部に第四紀の泥炭および粘土、川沿いの平坦部に第四紀沖積堆積物に属する砂・礫および粘土で構成されている。

雄信内川は、昭和 34 年から 47 年にかけて七線沢川合流点から南雄信内川合流点の区間において中小河川改修工事が行われており、支川についても七線沢川、二十三号川、三十号川の一部区間において局部改良工事が行われている。その後、平成 22 年 8 月の豪雨において、浸水家屋 3 戸、農地被害 46ha と甚大な被害が発生した。

また、近年、河床低下が進行しており、魚類の移動や河川工作物に影響が及ばないような対策も必要である。

このような状況を踏まえ、一定計画に基づく河川改修を早急を実施し、洪水被害の防止を図ることが求められている。



平成 22 年 8 月の雄信内川^{ふよう}芙蓉橋下流の浸水被害



平成 22 年 8 月の雄信内川芙蓉橋上流の浸水被害

にじゅうさんごうがわ
(2)二十三号川

二十三号川は天塩町南部と遠別町の境界をなす天塩山脈に源を発し、北東に流下しながら雄信内川に合流する流域面積 16.4km²、流路延長 10.4km の一級河川である。



優先整備区間（SP2500 付近）

流域の多くは山地で構成されており、沿川は牧草地として利用されている。流域面積の約 3 割が農耕地として利用されている。

流域の地質は、上流山地部は新第三紀鮮新世の勇知層に属する砂岩、中流山地部は同世の更別層に属する砂岩・礫岩および泥岩、川沿いの平坦部に第四紀沖積堆積物に属する砂・礫および粘土で構成されている。

二十三号川は、昭和 45 年から平成元年にかけて雄信内川合流点から 2.7km の区間において局部改良工事が行われている。その後、平成 22 年 8 月の豪雨において、浸水家屋 4 戸、農地被害 90ha と甚大な被害が発生した。

このような状況を踏まえ、一定計画に基づく河川改修を早急に実施し、洪水被害の防止を図ることが求められている。



平成 22 年 8 月の二十三号川きつこう桔杭橋下流の浸水被害（河岸欠壊による農地被害）

(3) 中央ウブシ川・北ウブシ川

中央ウブシ川は、天塩町市街地より北東方向の無名山に源を発し、北東に流下後、国道 40 号線に平行に流れ、北ウブシ川、作返川、エンドウ沢川を合流し、天塩川に合流する、流域面積 25.6km²、流路延長 6.0km の一級河川である。

「ウブシ」の由来の詳細は不明であるが、アイヌ語でフプ・ウシ (hup-us-I トド松・多くある・もの[川]) の意であったと推測される。



優先整備区間（作返一号樋門上流）



優先整備区間（昭栄橋上流）

全流域は天塩町に属し、流域全体は楕円状になっているが、各支川は細長く、中流部から下流部にかけて平坦な農地が広がっている。農地は流域の 6 割を占め、主に牧草地として利用されている。

流域の地質は、山地部で新第三紀鮮新世の砂岩・礫岩及び泥岩からなり、平地部は第四紀現世の泥炭および粘土、砂・礫および粘土からなる。

土壌は、排水不良で過湿のおそれが多い軟弱地盤である泥炭層が形成されている。

中央ウブシ川の天塩川合流点には、平成 23 年 3 月に改築された作返一号樋門がある。また、昭和 54 年から平成 2 年にかけて作返川下流から 5.8km の区間において国営ウブシ地区土地改良事業として改修が行われている。その後、令和 2 年 9 月の豪雨により農地被害 15ha の被害を受けている。

このような状況を踏まえ、一定計画に基づく河川改修を早急に実施し、洪水被害の防止を図ることが求められている。



令和 2 年 9 月の豪雨による農地冠水状況



令和 2 年 9 月の作返川合流地点の浸水被害

(4) 原子の沢川

原子の沢川は幌延町市街地から西側、天塩郡豊富町と幌延町の境界をなす緩やかな丘陵地帯の尾根に源を発し（標高約 115m）、南に流下しながら天塩川に合流する流域面積 14.9km²、流路延長 8.0km の一級河川である。

「原子」の由来の詳細は不明であるが、流域内の河道周辺の土地はかつて低湿地帯であり、湖沼や三日月湖（天塩川旧河道）もあったことから、パラ・コッ（para-kot 広い・谷地）、パラ・コッ・トー（para-kot-to 広い・窪み・沼）の意であったと推測される。



優先整備区間（大礼橋上流）

流域の多くは標高の低い平地で構成されており、沿川は牧草地として利用されている。流域面積の約 4 割が農耕地として利用されている。

流域の地質は、山地部は新第三紀鮮新世の更別層さらべつに属する砂岩・礫岩および泥岩、上流部に新第三紀鮮新世の勇知層に属する砂岩、中流部に第四紀現世の泥岩および粘土と新第三紀中新世の声間層に属する泥岩および砂質泥岩、川沿いの平坦部に第四紀沖積堆積物に属する砂・礫および粘土で構成されている。

原子の沢川は、昭和53年から昭和56年にかけて天塩川合流点より1.0km地点から2.1kmの区間において土地改良事業（幌延地区追分幹線明渠排水路）として改修が行われている。その後、令和2年11月の豪雨により農地被害36haの被害を受けている。

このような状況を踏まえ、一定計画に基づく河川改修を早急に実施し、洪水被害の防止を図ることが求められている。



令和2年11月の協進橋下流の浸水被害

2 河川の利用および河川環境の現状と課題

(1) 雄信内川

雄信内川流域からの取水は行われていない。

また、これまでに深刻な渇水被害を生じさせた事例はない。

七線沢川合流点から上流 7.0km 区間は、既に改修され、勾配 1/500～1/350 程度であり、水際の植生や河畔林が繁茂している。これより上流は、勾配 1/350～1/250 程度で流下し、川幅も狭くなる。

河畔林はエゾヤナギやオノエヤナギを主とし、ハルニレやドロノキなども多く混じるヤナギ林が分布する。林床は主にオオヨモギやクサヨシが優占する。堤防法面や高水敷はクマイザサやチマキザサが優占するササ草地が広く分布するとともに、オオイタドリが優占する草地も見られる。また、カモガヤなどの牧草やハルガヤ、ムラサキツメクサ、エゾノコンギクといった種々の草本からなる二次草地も広く分布する。高水敷には広範な深い草地が各所に見られ、ウグイス、ホオジロ、ノビタキなどの森林や草地・農地で見られる鳥類が多く飛来している。ヨシなどの抽水植物が繁茂して魚類等の良好な生息場となっており、ウグイ・エゾウグイやサクラマス（ヤマメ）、フクドジョウ、ハナカジカ、スナヤツメ北方種などが生息している。

雄信内川の水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する水質基準」による類型指定はされていないが、平成 26、27 年の調査結果によると、各調査地点における BOD（生物化学的酸素要求量）の値は、平成 26 年の観測値及び平成 27 年の最大値で A 類型に相当する値となっており、良好な水質となっている。

今後は、現在ある自然環境を極力保全し、河川整備を進める必要があり、特に河岸等の水際に繁茂する水生植物の保全が重要な課題となっている。

また、4 基の落差工が存在することから、魚類の遡上・生息に配慮した河道の連続性の確保も重要な課題となっている。



雄信内川（上流域）
（七線沢川合流点から 8.8km 上流）

(2) 二十三号川

二十三号川流域からの取水は行われていない。

また、これまでに深刻な渇水被害を生じさせた事例はない。

雄信内川合流点から上流 2.7km 区間は、既に改修され、勾配 1/200 程度であり、水際の植生や河畔林が繁茂している。これより上流も勾配 1/200 程度で流下し、川幅も狭くなる。

河畔林は主に上流側の川縁にオノエヤナギを主としたヤナギ林がつづいている。下流側ではオノエヤナギ林の他、キハダを中心とした林が存在し、ハルニレもしばしば混生する。一部にはシラカンバ林も存在する。林床には、クマイザサやアキタブキ、オオヨモギが優占している。また、草地としては、クマイザサが優占するササ群落、オオイタドリが優占する高茎草本群落や、牧草種やオオヨモギ、クサヨシなどからなる二次草地が分布する。高水敷には広範な深い草地が各所に見られ、ノビタキ、ウグイス、カワラヒワなどの森林や草地・農地で見られる鳥類が多く飛来している。瀬・淵ではヤチウグイやエゾウグイ、フクドジョウ、ギンブナ、スナヤツメ北方種などが見られ、水際の抽水植物群落付近ではエゾトミヨなどが見られ、多くの魚類が生息している。

二十三号川の水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する水質基準」による類型指定はされていないが、平成 26、27 年の調査結果によると、BOD（生物化学的酸素要求量）の値は、平成 26 年の観測値で AA 類型、平成 27 年の最大値で A 類型に相当する値となっており、良好な水質となっている。

今後は、現在ある自然環境を極力保全し、河川整備を進める必要があり、特に河岸等の水際に繁茂する植物の保全が重要な課題となっている。



二十三号川
(雄信内川合流点から 2.2km 上流)

(3) 中央ウブシ川・北ウブシ川

中央ウブシ川・北ウブシ川からの取水は行われていない。

また、これまでに深刻な渇水被害を生じさせた事例はない。

作返一号樋門から SP1600 までの区間は河床勾配 1/1750 程度であり、かつての蛇行が残されている。ミクリやヨシ、クサヨシなどの水際植生が見られ、シラカバ、ハルニレ、ヤチダモ、ミズナラ、キハダなどにより構成される河畔林が存在している。

SP1600 から日詰橋までの区間は河床勾配 1/340～1/750 程度であり、人為的に掘られた直線河道となっている。水際植生はヨシやクサヨシ、オオイタドリ等の高茎草本群落が主体であり、一部、ヤナギ類による河畔林が見られる。

植物はミクリ、エゾミクリ、タマミクリ、エゾミズタマソウ、ノダイオウなどの重要な種が河畔林の林床や水中に生育している。鳥類では、オジロワシ、ハイタカ、チュウヒ、ヒシクイなどの飛来が見られる。魚類では、スナヤツメ北方種、エゾウグイ、サクラマス（ヤマメ）、エゾトミヨ、ジュズカケハゼなどの重要な種が生息し、モツゴ、カムルチーなどの外来種も見られる。また、旧川にはヤチウグイ、エゾホトケドジョウ、エゾトミヨなどの重要な種が生息している。

中央ウブシ川・北ウブシ川の水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する水質基準」による類型指定はされていないが、合流先の天塩川では、B 類型に指定されている。

今後は、現在ある自然環境を極力保全し、河川整備を進める必要がある。



中央ウブシ川
(天塩川合流点から 0.4km 上流)



北ウブシ川
(平沢橋上流)

(4) 原子の沢川

原子の沢川流域からの取水は行われていない。

また、これまでに深刻な渇水被害を生じさせた事例はない。

土地改良事業により排水路として整備されており、その勾配は1/1500程度である。水際まで採草地として利用されている。流路内には、ヨシ、クサヨシ等抽水植物が水際に繁茂し、河岸はオオイタドリ等高茎草本群落が分布し、一部にオノエヤナギ等の河畔林も見られる。植物は重要種のみクリが流路内の各所に分布する。鳥類は、重要種のおじろワシ、ヒシクイ、マガン、ハイタカ、ツミが飛来する。魚類は、重要種のおぢウグイ、エゾウグイ、エゾトミヨが生息するほか、ウグイ、モツゴ、トミヨ、ウキゴリ、フクドジョウ等4科12種の魚類が生息している。哺乳類は、エゾシカ、キタキツネが生息している。

原子の沢川の水質については、「公共用水域における生活環境の保全に関する水質基準」による類型指定はされていないが、合流先の天塩川では、B類型に指定されている。

今後は、現在ある自然環境を極力保全し、河川整備を進める必要がある。



(協進橋上流)



(大礼橋下流)

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

本圏域における河川整備の方針としては、天塩川水系河川整備基本方針及び北海道の川づくりビジョンに基づき、河川改修の現状、水害発生状況、河川利用の現況、河川環境の現状等を考慮するとともに、関連市町村の総合計画等や土地改良事業等の関連する事業とも調整を図りながら、河川整備にあたっての目標を明確にして、治水・利水・環境の総合的な河川整備を推進する。

第1節 計画対象区間

河川整備計画の対象とする河川は、3町における北海道知事管理河川 40 河川、延長約 335km、流域面積約 2,520km²とする（表-1、図-1 を参照）。

このうち、優先的に整備を実施する河川区間は、表-2 のとおりである。

(P.6 の図-2 の赤着色を参照)

表-2 優先的に整備を実施する区間

河川名	計画区間		
	上流端	下流端	河川延長 (km)
雄信内川	左沢橋上流	左岸 天塩町オヌプナイ 6208 番地先 右岸 同町オヌプナイ 6152 番地先	0.7
二十三号川	桔杭橋上流	雄信内川合流点	4.5
中央ウブシ川	北ウブシ川合流点	天塩川合流点	2.2
北ウブシ川	日詰橋下流	中央ウブシ川合流点	3.0
原子の沢川	左岸 幌延町字幌延 444 番地先 右岸 同町同字 462 番地先	大札橋上流	1.7

第2節 計画対象期間

本河川整備計画の計画対象期間は、概ね 20 年とする。

なお、本計画は、現時点の流域の社会状況、自然環境、河道状況に基づき策定するものであり、策定後これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等の変化により必要に応じて見直しを行うものとする。

第3節 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

圏域内の河川のうち、沿川の人口・資産の状況、現況流下能力、災害の発生状況等、総合的に勘案し、雄信内川、二十三号川、中央ウブシ川・北ウブシ川、原子の沢川を優先整備河川とし、沿川の市街地、農地への洪水等による災害発生防止又は軽減を図るものとする。

各河川で甚大な被害があった平成22年8月や令和2年9月、11月の降雨で発生した規模の洪水を考慮して河川ごとに計画を定めた。

また、圏域内の河川において、調査・点検の結果、所要の安全性が確保されていない堤防については、必要に応じて堤防強化対策等を実施する。

(1) 雄信内川

雄信内川においては、沿川の住宅地及び農地の洪水氾濫を防止する為、近年多大な氾濫被害をもたらした平成22年8月洪水を踏まえた河川整備を進め、宅地・農地などの資産を防御する計画とする。

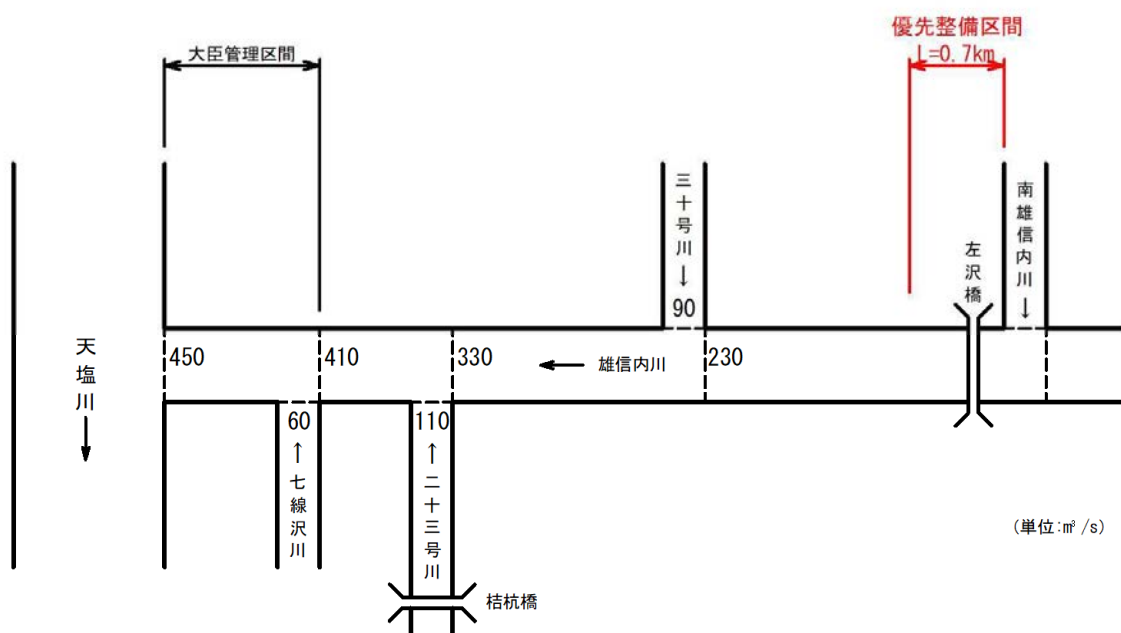


図-3 河川整備計画目標流量配分図

(2) 二十三号川

二十三号川においては、沿川の住宅地及び農地の洪水氾濫を防止する為、近年多大な氾濫被害をもたらした平成 22 年 8 月洪水を踏まえた河川整備を進め、宅地・農地などの資産を防御する計画とする。

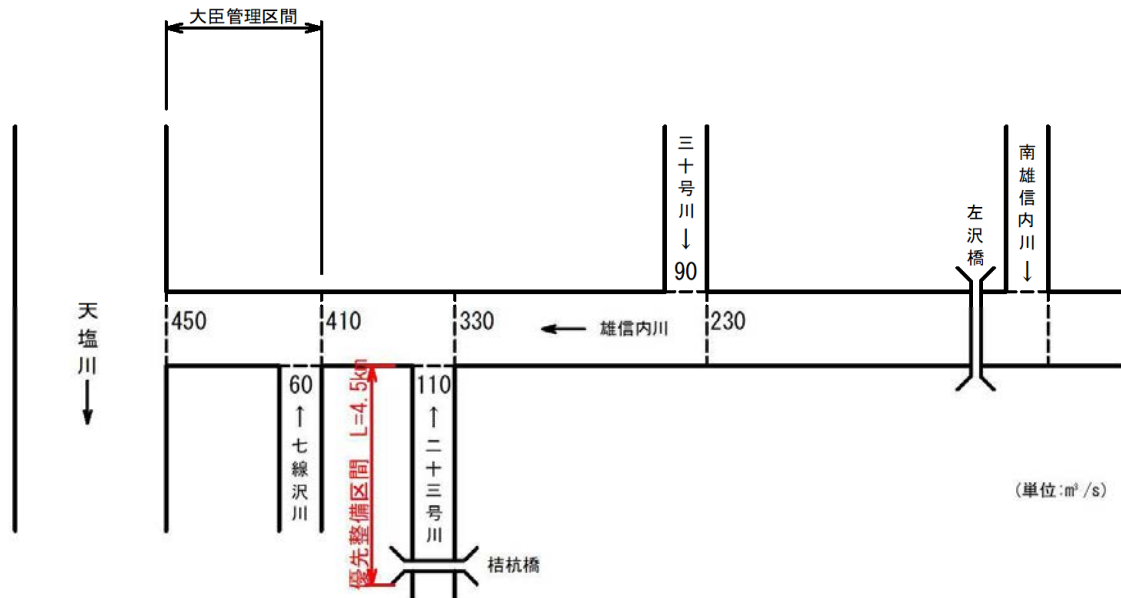


図-4 河川整備計画目標流量配分図

(3) 中央ウブシ川・北ウブシ川

中央ウブシ川・北ウブシ川においては、沿川の住宅地及び農地の洪水氾濫を防止する為、近年多大な氾濫被害をもたらした令和2年9月洪水を踏まえた河川整備を進め、宅地・農地などの資産を防御する計画とする。

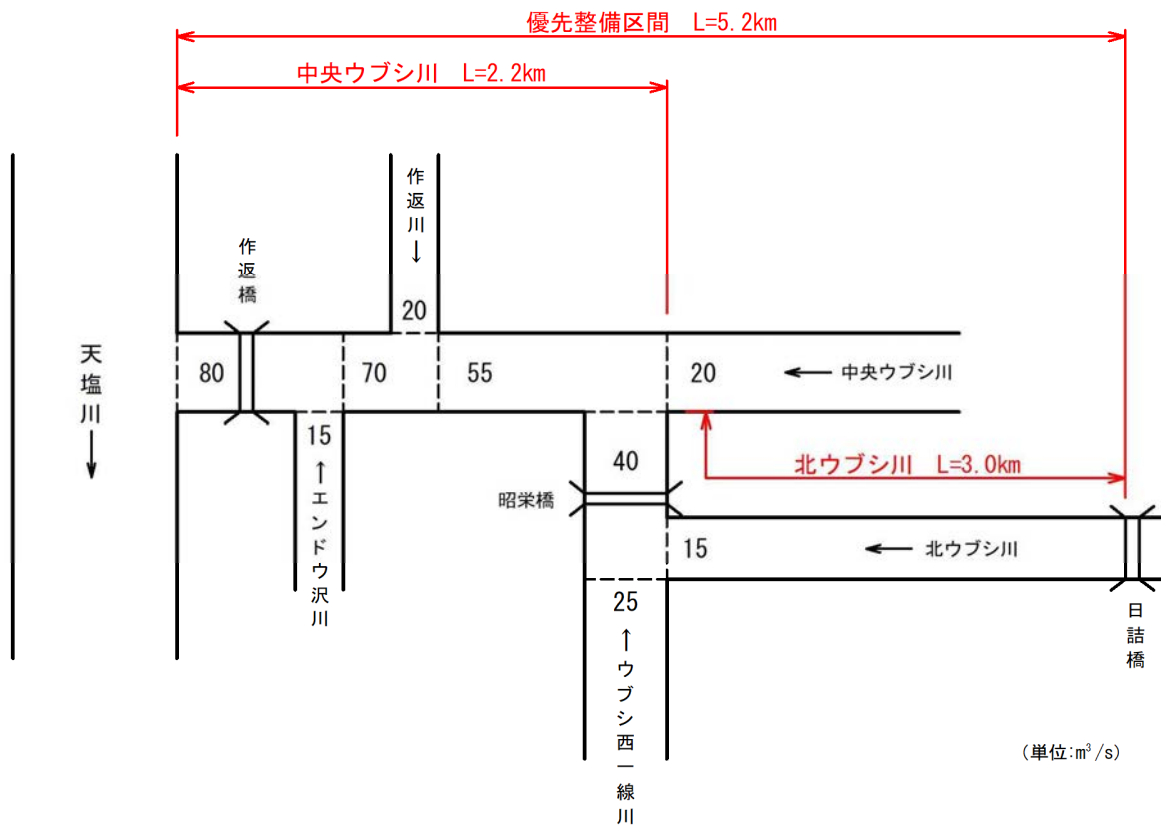


図-5 河川整備計画目標流量配分図

(4) 原子の沢川

原子の沢川においては、沿川の住宅地及び農地の洪水氾濫を防止する為、近年多大な氾濫被害をもたらした令和 2 年 11 月洪水を踏まえた河川整備を進め、宅地・農地などの資産を防御する計画とする。

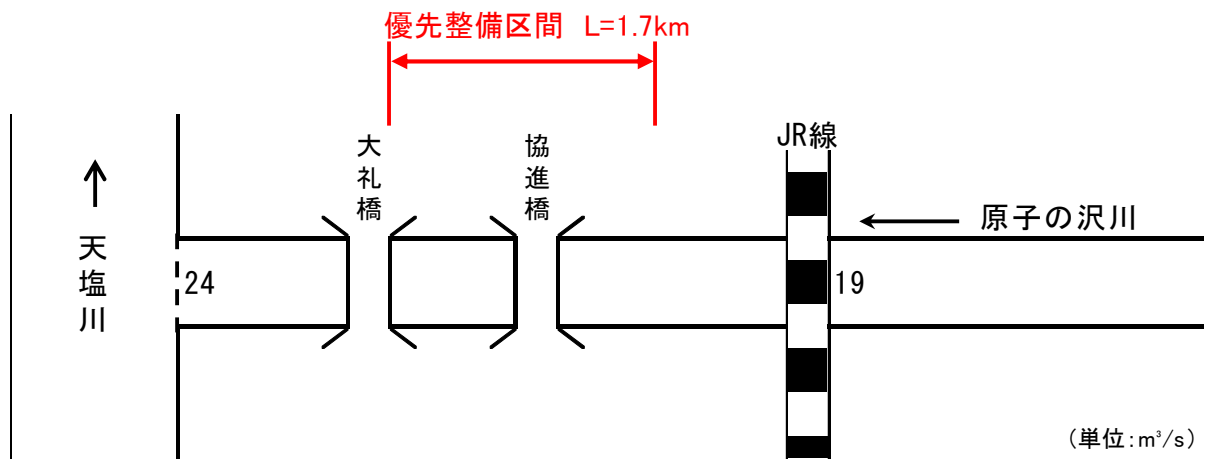


図-6 河川整備計画目標流量配分図

第4節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

天塩川下流圏域が持つ河畔林や、多様な魚類の生息する自然豊かな環境を保全・継承しつつ、生きている川づくりを推進し、魚の遡上や降下に支障がある施設の改善や瀬・淵の保全に努めるものとする。

流水の正常な機能の維持に関しては、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、水質や景観などの河川環境の維持、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう努める。

河川の適正な利用に関しては、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう河川パトロール、聞き取りなどにより適正な把握を行うとともに、流域住民や関係機関と連携し、合理的な流水の管理に努める。

これまでに渇水による深刻な被害が生じておらず、今後も地域住民や関係機関と連携し、この状態を維持するものとする。なお、異常渇水時には、関係機関と連携し、必要に応じて利水関係者間の利用調整に努める。流水の正常な機能の維持に必要な流量については、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行う。

河川環境の整備と保全については、河川空間が多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっていることから、治水面と整合を図りつつ保全に努める。さらに、魚類等の良好な生息環境の保全・形成を図るため、移動の連続性の確保及び産卵の場の保全に努める。

また、工事の実施にあたっては、重要種については、必要に応じて専門家等の意見を聞きながら、河川環境などの保全に努めるものとする。なお、河道の掘削により裸地化する部分については、草本植生の回復に努めるとともに外来種の侵入防止に配慮する。また、当該河川に分布する特定外来生物のオオハンゴンソウなどが確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するものとする。

(1) 雄信内川

雄信内川の水利用は、現在のところ行われていない。

現在、雄信内川で確認されている様々な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するとともに、工事の実施により大きく改変する場合は、良好な河川環境の復元を図り、環境への影響の軽減を図る。特に河川と関わりの深い魚類に対しては、工事後にも生息場や産卵場が確保されるよう配慮する。

(2) 二十三号川

二十三号川の水利用は、現在のところ行われていない。

現在、二十三号川で確認されている様々な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全するとともに、工事の実施により大きく改変する場合は、良好な河川環境の復元を図り、環境への影響の軽減を図る。特に河川と関わりの深い魚類に対しては、工事後にも生息場や産卵場が確保されるよう配慮する。

(3) 中央ウブシ川・北ウブシ川

中央ウブシ川・北ウブシ川の水利用は、現在のところ行われていない。

河川環境の整備と保全に関して、治水上支障のない範囲で河道内植生・河畔林の保全を図り、生物の生息・生育・繁殖に配慮する。

また、植物重要種（ミクリ、エゾミクリ、タマミクリ、エゾミズタマソウ、ノダイオウ）、魚類重要種（スナヤツメ北方種、エゾウグイ、サクラマス（ヤマメ）、エゾトミヨ、ジュズカケハゼ）、鳥類重要種（オジロワシ、チュウヒ、ハイタカ、ヒシクイ）が確認されていることから、工事の実施にあたっては、必要に応じて関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

次年度以降の調査により、重要種の分布状況、産卵場や営巣地の確認を行い、必要に応じて、植物・魚類重要種の移植等や鳥類に配慮した工事時期の設定など保全対策を検討する。

(4) 原子の沢川

原子の沢川の水利用は、現在のところ行われていない。

河川環境の整備と保全に関して、治水上支障のない範囲で河道内植生・河畔林の保全を図り、生物の生息・生育・繁殖に配慮する。

また、植物重要種（ミクリ）、魚類重要種（ヤチウグイ、エゾウグイ、エゾトミヨ）、鳥類重要種（オジロワシ、ハイタカ、ヒシクイ、マガン、ツミ）が確認されていることから、工事の実施にあたっては、必要に応じて関係機関や専門家の意見を聞きながら河川環境などの保全に努める。

次年度以降の調査により、重要種の分布状況、産卵場や営巣地の確認を行い、必要に応じて、植物・魚類重要種の移植等や鳥類に配慮した工事時期の設定など保全対策を検討する。

(5) 河道の連続性を確保する河川

天塩川やその支川の水利用としては、農業用水等の利用があり、許可水利に基づいた適正な取水が行われているため、今後もこの状態を維持するものとする。

今後の整備及び管理に際しては、動植物の生息・生育環境の保全、水質や景観などの河川環境の維持、人と河川との豊かなふれあいの確保等に配慮し、現在の水量・水質に著しい影響を与えないよう努めるものとする。

また、その他の支川において、既設落差工等の横断工作物の影響で遡河性魚類の遡上がさまたげられている箇所では、新たに魚道等の整備を行うとともに既設頭首工や砂防えん堤等においても施設管理者と調整・連携を図り、魚類等を継続的に再生産できる河川環境の改善に努める。



ペンケオポッペ川（魚道整備前）



ペンケオポッペ川（魚道整備後）

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本圏域において、河川整備計画の目標を実現するための具体的な方策として、計画的な河川整備を施行する河川は、以下のとおりである。

(1) 雄信内川

河川工事の目的

洪水対策としては、沿川の住宅地及び農地における洪水被害の防止又は軽減するため平成22年8月の降雨を対象として、河道の掘削等を行う。

施行の場所

三十号川合流点から町道左沢橋上流地点までの延長L=4.1km 区間

河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

(2) 二十三号川

河川工事の目的

洪水対策としては、沿川の住宅地及び農地における洪水被害を防止又は軽減するため平成22年8月の降雨を対象として、河道の掘削等を行う。

施行の場所

雄信内川合流点から町道桔杭橋上流地点までの延長L=4.5km 区間

河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

(3) 中央ウブシ川・北ウブシ川

河川工事の目的

洪水対策としては、沿川の住宅地及び農地における洪水被害を防止又は軽減するため令和2年9月の降雨を対象として、河道の掘削等を行う。

施行の場所

中央ウブシ川の天塩川合流点から北ウブシ川の合流点までのL=2.2km、北ウブシ川の中央ウブシ川合流点から日詰橋下流端までの延長L=3.0km 区間

河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

(4) 原子の沢川

河川工事の目的

洪水対策としては、沿川の住宅地及び農地における洪水被害を防止又は軽減するため令和2年11月の降雨を対象として、河道の掘削等を行う。

施行の場所

大礼橋地点から道管理河川指定区間上流端までの延長L=1.7km 区間

河川工事の種類

河道の掘削、護岸の敷設等

(5) 河道の連続性を確保する河川

河川工事の目的

河川環境への整備と保全に関しては、継続的に環境調査を行い、新しい知見を踏まえながら北海道の目指す川の姿として位置づけられている生きている川づくりを推進し、既設落差工等の横断工作物等の影響で遡河性魚類の遡上がさまたげられている箇所において、魚道の整備など魚類等の移動の連続性の確保及び生息環境の保全を行うものとする。

施行の場所

三十号川、雄信内川、二十三号川、ヌプカナイ川

河川工事の種類

魚道の新設

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域の特性を踏まえつつ、洪水被害等の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全等、総合的な観点から河川の有する多面的機能を十分に発揮できるように地域住民や関係機関と連携しながら、適切な実施に努めるものとする。

2 河川の維持の種類

洪水等による災害の発生を防ぐためには、堤防、護岸、樋門等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることが必要である。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行った上で機能の低下を防止するための復旧・修繕、機器の更新等を行う。

1) 河川の巡視及び点検

平常時は定期的に河川巡視を行い、河川管理施設の状況、河岸や河道内の状況等を把握する。

出水時は降雨や河川水位の状況から、河川管理施設の状況や異常の発生の有無を把握するため、河川巡視を行う。

出水後、地震後、津波後等は河川管理施設の点検を実施し、被災状況を把握し、適切な処置を行う。

2) 河川管理施設の維持管理

洪水等による被害の防止や、河川が適切に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

a) 堤防の維持管理

亀裂・法崩れ等の異常を早期に発見するための堤防除草を実施する。除草時期、頻度は堤防植生の状況や周辺的环境を考慮して適正に実施する。

また、河川巡視や堤防点検、水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修を実施する。

b) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、動植物の生息・生育環境や河川景観の形成等、多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生等の原因となることも懸念される。

このため、河道内樹木の繁茂状況を適宜把握するとともに、洪水の安全な流下に支障とならないよう環境に配慮しながら伐採等適切な管理に努めるものとする。

c) 河道の維持管理

出水等により土砂や流木が堆積し洪水の流下を阻害している場合は、周辺の河川環境に配慮しつつ掘削等の適切な処置を行う。

また、河床低下の進行などにより、既設護岸や床止等の河川管理施設の機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は適切な対策を行う。

d) 河川管理施設の維持管理

樋門・樋管、護岸等の河川管理施設については、必要な機能を発揮できるように定期的に点検・整備を実施し、必要に応じて補修や更新等適切な維持管理を実施する。

e) 備蓄資器材

備蓄資器材は、円滑な防災活動等が行えるよう適切に備蓄する。また、定期的に備蓄資器材を点検し、保管状況を把握するとともに不足の資器材を補充する。

第4章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川に係わる調査・研究等の推進に関する事項

河川整備、維持・管理の基礎資料とするために、水文観測を継続的に進めるほか、必要に応じ水質調査や河川周辺の生態調査等を行い、データの収集に努め、河川改修後の環境への影響等についての調査・研究を関係機関の協力を得ながら継続して実施していく。

第2節 河川情報の提供に関する事項

雨量・水位等河川情報については、平常時の河川利用や洪水時の防災情報として活用するためインターネット等を用い、関係機関や住民に幅広く提供し、河川情報の共有に努める。

また、計画規模や現況流下能力を超える洪水に対して極力被害の防止・軽減を図るため、関係機関と連携を図り、浸水想定区域図の作成やハザードマップ作成の支援等を行い、地域の防災力の向上に努める。

水質事故が発生した場合は、事故状況を的確に把握し、関係機関への速やかな連絡、事故後の河川・水質の継続的な監視、迅速な事故処理等を関係機関と協力して行う。

第3節 地域や関係機関との連携等に関する事項

河川事業の紹介などの情報提供、川づくりのPRによる河川愛護思想の普及や河川に関する広報活動に努めるとともに、河川事業に関して広く理解を得られるように努める。

地域特性やニーズを反映させた河川整備の実施と河川管理を目指し、地域住民・関係機関との連携によって、川づくりへの住民参加や子供達への教育環境の場を提供する等の治水、利水、河川環境に関する知識の向上と親水思想の高揚を図る。

洪水時の水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者により連絡体制の確認、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練等、水防体制の充実を図るとともに、水防資機材の備蓄状況等関連する情報について共有化を図る。

大規模氾濫に対しては、想定最大規模降雨による大規模な洪水氾濫被害を軽減するために「減災対策協議会」を組織し、自治体や河川管理者等の関係機関の取り組みを共有するなど連携を強化し、防災・減災対策を推進する。

また、近年、頻発化、激甚化する豪雨災害への対応や今後の気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、令和2年(2020年)8月に天塩川下流域のあらゆる関係者で構成する「天塩川(下流)水系流域治水協議会」を設立し、河川整備のさらなる推進に加え、森林整備や農業排水路等の整備や、浸水対策を考えたまちづくり等の流域のあらゆる関係者による取組を推進する「天塩川(下流)水系流域治水プロジェクト」を令和3年(2021年)3月に策定した。引き続き、実施主体による取組状況等の情報共有を行い、対策の実施時期や進め方について調整を図るなど定期的にプロジェクトの推進管理を行いながら、地域の状況に応じた対策の充実・強化に取り組む。